

○ 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
 （下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1 趣旨</p> <p>世界の食料需給のひっ迫傾向、我が国の農地面積の減少等、食料及び農業をめぐる諸情勢が変化する中で、国民に対する食料自給力を強化するためには、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくことが重要である。</p> <p>このため、<u>食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）においては、「農業上重要な地域を中心に耕作放棄地の再生・有効利用を図る」</u>ことが掲げられている。</p> <p>耕作放棄地の発生要因や荒廃状況、権利関係、耕作放棄地の所有者や周辺農業者等引受手となり得る者の態様等は地域によって様々であり、耕作放棄地の再生・利用を図るためには、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組が必要である。</p> <p>これらを踏まえ、耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」（以下「本対策」という。）を実施する。</p> <p>第2 対策の内容</p> <p>本対策は、第5に定める都道府県耕作放棄地対策協議会（以下「都道府県協議会」という。）及び地域耕作放棄地対策協議会（以下「地域協議会」という。）を実施主体とし、その内容は次のとおりとする。 <u>[削る。]</u></p> <p>第4 対策推進の基本的考え方</p> <p>2 耕作放棄地対策協議会の役割</p> <p>都道府県協議会及び地域協議会は、本対策の実施主体として、再生利用交付金の適正な管理・執行、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組に係る合意形成等、本対策の円滑な推進に取り組むものとする。</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>世界の食料需給のひっ迫傾向、我が国の農地面積の減少等、食料及び農業をめぐる諸情勢が変化する中で、国民に対する食料自給力を強化するためには、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくことが重要である。</p> <p>このため、<u>経済財政改革の基本方針2008においては、「農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消」</u>することが掲げられている。</p> <p>耕作放棄地の発生要因や荒廃状況、権利関係、耕作放棄地の所有者や周辺農業者等引受手となり得る者の態様等は地域によって様々であり、耕作放棄地の再生・利用を図るためには、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組が必要である。</p> <p>これらを踏まえ、耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」（以下「本対策」という。）を実施する。</p> <p>第2 対策の内容</p> <p>本対策は、第5に定める都道府県耕作放棄地対策協議会（以下「都道府県協議会」という。）及び地域耕作放棄地対策協議会（以下「地域協議会」という。）を実施主体とし、その内容は次のとおりとする。</p> <p><u>2 耕作放棄地再生利用推進交付金</u> <u>別紙2の定めるところに従い、耕作放棄地再生利用推進交付金（以下「推進交付金」という。）を交付し、本対策の適正かつ円滑な推進に資する。</u></p> <p>第4 対策推進の基本的考え方</p> <p>2 耕作放棄地対策協議会の役割</p> <p>都道府県協議会及び地域協議会は、本対策の実施主体として、再生利用交付金<u>及び推進交付金</u>の適正な管理・執行、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組に係る合意形成等、本対策の円滑な推進に取り組むものとする。</p>

3 推進上の留意点

- (1) 本対策の推進に当たっては、集团的なまとまりのある農地の中に存在する耕作放棄地や周辺の農業生産等に悪影響を及ぼす耕作放棄地の再生・利用に特に努めるものとし、また、農業経営の安定、国内生産力の確保、担い手の育成・確保や農地の面的集積にも留意しつつ推進するものとする。

第5 耕作放棄地対策協議会

5 都道府県協議会長は、都道府県協議会の区域において、農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成22年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙第1の都道府県農業再生協議会が設置される場合には、都道府県協議会の機能を都道府県農業再生協議会に統合するよう努めるものとする。

6 地域協議会長は、地域協議会の区域において、農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成22年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙第2の地域農業再生協議会が設置される場合には、地域協議会の機能を地域農業再生協議会に統合するよう努めるものとする。

第6 実施の手続

1 都道府県協議会関係

- (2) 都道府県協議会長は、当該年度に行う別紙1第1の3の再生利用活動附帯事業の実施計画を地方農政局長等に提出するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。
- (3) 都道府県協議会長は、2により地域協議会長から提出された再生利用実施計画の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

2 地域協議会関係

地域協議会長は、本対策を実施しようとする場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる計画を作成し、都道府県協議会長に提出するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- (2) 当該年度に地域協議会が行う別紙1第1の3の再生利用活動附帯事業の実施計画

第9 報告

本対策の各年度の実績については、別紙1第5の定めるところに従い、都道府県協議会長は地方農政局長等に、地域協議会長は都道府県協議会長に報告するものとする。

3 推進上の留意点

- (1) 本対策の推進に当たっては、集团的なまとまりのある農地の中に存在する耕作放棄地や周辺の農業生産等に悪影響を及ぼす耕作放棄地の再生・利用に特に努めるものとし、また、担い手の育成・確保や農地の面的集積にも留意しつつ推進するものとする。

第5 耕作放棄地対策協議会

[新設]

[新設]

第6 実施の手続

1 都道府県協議会関係

- (2) 都道府県協議会長は、当該年度に行う別紙2第1の1の都道府県協議会推進事業の実施計画を地方農政局長等に提出するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。
- (3) 都道府県協議会長は、2により地域協議会長から提出された再生利用実施計画の写しを地方農政局等に提出するものとする。

2 地域協議会関係

地域協議会長は、本対策を実施しようとする場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる計画を作成し、都道府県協議会長に提出するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- (2) 当該年度に行う別紙2第1の2の地域協議会推進事業の実施計画

第9 報告

本対策の各年度の実績については、別紙1第5及び別紙2第3の定めるところに従い、都道府県協議会長は地方農政局長等に、地域協議会長は都道府県協議会長に報告するものとする。

[削る。]

(別紙1)

耕作放棄地再生利用交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の内容

1 再生利用活動に対する支援

耕作放棄地の再生・利用のための次の取組を支援するものとする。

(1) 再生作業

貸借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者を確保して、又はその見通しをもって行う農地の再生作業（障害物除去、深耕、整地、土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）等）

(2) 土壌改良（2年目）

本交付金を受け既に土壌改良を実施したものに限り

2 施設等補完整備に対する支援

1の取組に附帯して行う下表の施設等補完整備の取組を支援するものとする。

事業種類	内 容
基 [略]	[略]

第11 平成22年度における特例

平成22年度に限り、推進交付金を交付しないものとし、第2の2、第6の1（2）及び2（2）並びに別紙2の規定を適用しないものとする。

なお、同年度における都道府県協議会及び地域協議会における再生利用交付金の執行に必要な附帯事務費については、農村振興局長が別に定めるところにより助成するものとし、その実施に係る手続については、推進交付金の手続に準じて行うものとする。

この場合において、第6の1（2）中「当該年度に行う別紙2第1の1の都道府県協議会推進事業」とあるのは「都道府県協議会における再生利用交付金の執行に必要な附帯事務費」と、同2（2）中「当該年度に行う別紙2第1の2の地域協議会推進事業」とあるのは「地域協議会における再生利用交付金の執行に必要な附帯事務費」と、第9中「別紙1第5及び別紙2第3」とあるのは「別紙1第5」と、別紙1第3の2中「再生利用実施計画」とあるのは「再生利用実施計画又は再生利用交付金の執行に必要な附帯事務費の実施計画」と読み替えるものとする。

(別紙1)

耕作放棄地再生利用交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の内容

1 再生利用活動に対する支援

耕作放棄地の再生・利用のための次の取組を支援するものとする。

(1) 再生作業

貸借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者を確保して、又はその見通しをもって行う農地の再生作業（障害物除去、深耕、整地等）

(2) 土壌改良

肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等

2 施設等補完整備に対する支援

1の取組に附帯して行う下表の施設等補完整備の取組を支援するものとする。

事業種類	内 容
基 [略]	[略]

盤 整 備	
<u>小規模基盤整備</u>	<u>上記の基盤整備のうち簡易なもの</u>
[略]	[略]

3 再生利用活動附帯事業に対する支援
都道府県協議会及び地域協議会が1又は2の取組に必要な事務や農地利用調整等の諸活動を農村振興局長が別に定めるところにより支援するものとする。

第2 対象農地

1 第1の1(1)から(3)までの支援の対象となる農地は、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域(同法第8条第1項の農業振興地域整備計画の変更により農用地区域となることが確実と見込まれる区域を含む。)をいう。以下同じ。)の農地とし、それぞれ次のとおりとする。なお、当該農地を第1の2の農業体験施設として活用する場合は、支援の対象となる農地は農用地区域に限らない。また、当該農地において、農業者戸別所得補償制度実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙8第1の戦略作物助成及び二毛作助成の要件を満たす戦略作物又は同別紙10第2の産地資金による助成内容の設定により当該地域において産地資金の対象と設定された作物のいずれかを再生作業を行う年度から起算して5年間以上生産する場合は、農用地区域の農地のほか、農用地区域外の農地(市街化区域(都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)第7条に規定する市街化区域をいう。)内の農地を除く)を支援の対象とする。

第3 事業の仕組み

1 国は、毎年度、予算の範囲内において、第1の取組に係る経費に充てるため、都道府県協議会があらかじめ資金を積み立てるために必要な経費について、都道府県協議会に対して再生利用交付金を交付する。

2 地域協議会は、随時、都道府県協議会長が作成する業務方法書の定めるところにより、再生利用実施計画及び再生利用活動附帯事業の実施計画を添えて都道府県協議会に対して再生利用交付金の交付を申請

盤 整 備	
[新設]	
[略]	[略]

3 附帯事務費に対する支援
平成22年度に限り、第11の附帯事務費を支援するものとする。

第2 対象農地

1 第1の1(1)から(3)までの支援の対象となる農地は、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域(同法第8条第1項の農業振興地域整備計画の変更により農用地区域となることが確実と見込まれる区域を含む。)をいう。)の農地とし、それぞれ次のとおりとする。なお、当該農地を第1の2の農業体験施設として活用する場合は、支援の対象となる農地は農用地区域に限らない。

第3 事業の仕組み

1 国は、毎年度、予算の範囲内において、第1の1及び2の取組に係る経費に充てるため、都道府県協議会があらかじめ資金を積み立てるために必要な経費について、都道府県協議会に対して再生利用交付金を交付する。

2 地域協議会は、随時、都道府県協議会長が作成する業務方法書の定めるところにより、再生利用実施計画を添えて都道府県協議会に対して再生利用交付金の交付を申請するものとし、都道府県協議会は、地

するものとし、都道府県協議会は、地域協議会の申請に応じ遅滞なく再生利用交付金を交付するものとする。

- 4 都道府県協議会及び地域協議会が第1の取組の主体となる場合は、都道府県協議会及び地域協議会は、再生利用交付金を用いて第1の取組を実施するほか、都道府県協議会及び地域協議会の各会員が当該取組を行う場合は、都道府県協議会及び地域協議会は、再生利用交付金を各会員に対して配分することができるものとする。

第4 助成措置

国の再生利用交付金の交付額は次のとおりとする。

1 第1の1関係

- (1) 第1の1(1)から(3)までの取組に対する支援の交付額は、第2の1の対象農地の面積に下表の区分ごとの交付単価を乗じて得た金額とする。

再生利用活動の区分	10アール当たり 交付単価	交付期間
再生作業 <u>(障害物除去、深耕、 整地、土壌改良等)</u>	50,000円	1年間
土壌改良 <u>(2年目)</u>	25,000円	<u>1</u> 年間
営農定着	25,000円	1年間

- (2) 第1の1(1)のうち、重機を用いて行う等の再生作業に対する支援の交付額は、当該作業に係る事業費に2分の1(沖縄県は3分の2)を乗じて得た金額以内とする。

2 第1の2関係

- (1) 施設等補完整備(小規模基盤整備を除く。)に対する支援の交付額は、施設等補完整備に係る事業費に2分の1(沖縄県は3分の2)を乗じて得た金額以内とする。

- (2) 施設等補完整備のうち小規模基盤整備に対する支援の交付額は、第2の1(1)、(2)及びその周辺の全体調査要領3(1)又は(2)の区分に該当する状態から自助努力等によって再生作業がなされたことを地域協議会長が確認した農地の面積に下表の交付単価を乗じて得た金

域協議会の申請に応じ遅滞なく再生利用交付金を交付するものとする。

- 4 地域協議会が第1の1及び2の取組の主体となる場合は、地域協議会は、再生利用交付金を用いて第1の1及び2の取組を実施するほか、地域協議会の各会員が当該取組を行う場合は、地域協議会は、再生利用交付金を各会員に対して配分することができるものとする。

第4 助成措置

国の再生利用交付金の交付額は次のとおりとする。

1 第1の1関係

- (1) 第1の1(1)から(3)までの取組に対する支援の交付額は、第2の1の対象農地の面積に下表の区分ごとの交付単価を乗じて得た金額とする。

再生利用活動の区分	10アール当たり 交付単価	交付期間
再生作業	<u>荒廃の程度に応じ、 30,000円又は50,000円</u>	1年間
土壌改良	25,000円	<u>最大2</u> 年間
営農定着	25,000円	1年間

- (2) 第1の1(1)のうち、荒廃の程度が大きく、重機等を用いて行う再生作業に対する支援の交付額は、当該作業に係る事業費に2分の1(沖縄県は3分の2)を乗じて得た金額以内とする。

2 第1の2関係

- 施設等補完整備に対する支援の交付額は、施設等補完整備に係る事業費に2分の1(沖縄県は3分の2)を乗じて得た金額以内とする。

額とする。

<u>事業種類</u>	<u>10アール当たり 交付単価</u>
<u>小規模基盤整備</u>	<u>25,000円</u>

3 第1の3関係

第1の3の取組に対する支援の交付額は定額とする。

第5 実績の確認と報告

2 地域協議会長は、次の事項について取りまとめ、都道府県協議会長に報告するものとする。

(5) 第1の3の再生利用活動附帯事業の実績

3 都道府県協議会長は、次の事項について取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

(4) 第1の3の再生利用活動附帯事業の実績

[削る。]

第5 実績の確認と報告

2 地域協議会長は、次の事項について取りまとめ、都道府県協議会長に報告するものとする。

3 都道府県協議会長は、次の事項について取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

(別紙2)

耕作放棄地再生利用推進交付金に係る事業の実施方法

1 事業の内容

推進交付金の対象事業の内容は、次のとおりとする。

1 都道府県協議会推進事業

(1) 地域協議会に対する指導・助言

(2) 耕作放棄地再生利用のための検討会開催、制度・施策等の啓発・普及

(3) 再生利用交付金の管理・運用

(4) 再生利用推進計画の見直し

(5) その他耕作放棄地再生利用の推進に必要な事項

2 地域協議会推進事業

(1) 耕作放棄地の荒廃状況、権利関係等の調査

(2) 耕作放棄地再生利用のための検討会開催、制度・施策等の啓発・普及及び農地利用調整活動

(3) 再生利用実施計画の策定及び見直し

(4) 営農開始後のフォローアップ（土壌診断、営農検討等）

(5) その他耕作放棄地再生利用の推進に必要な事項

第2 事業の仕組み

1 国は、予算の範囲内において、第1に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、都道府県協議会に対し推進交付金を交付する。

2 地域協議会は、随時、都道府県協議会長が作成する業務方法書の定めるところにより、地域協議会推進事業の実施計画を添えて都道府県協議会に対して推進交付金の交付を申請するものとし、1の交付を受けた都道府県協議会は、交付を受けた額のうち地域協議会推進事業に係る額を、地域協議会の申請に応じ遅滞なく交付するものとする。

3 本事業の実施に当たって、都道府県協議会又は地域協議会の各会員が第1に掲げる事業を行う場合には、都道府県協議会又は地域協議会は、推進交付金を当該会員に対して配分することができるものとする。

第3 実績の報告

1 地域協議会長は、地域協議会推進事業の各年度の実績を都道府県協議会長に報告するものとする。

2 都道府県協議会長は、地域協議会推進事業及び都道府県協議会推進事業の各年度の実績を地方農政局長等に報告するものとする。

附 則

1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

2 この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の規定にかかわらず、平成22年度中に着手した耕作放棄地再生利用緊急対策の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

3 既に設置されている都道府県協議会が、自らの機能を農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙第1の都道府県農業再生協議会に統合することを目的として解散する場合には、都道府県農業再生協議会は都道府県協議会が国から交付された再生利用交付金により積み立てた資金の全額を譲り受けるとともに、本対策の実施に係る全ての事務を継承するものとする。

4 既に設置されている地域協議会が、自らの機能を農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙第2の地域農業再生協議会に統合することを目的として解散する場合には、地域農業再生協議会は地域協議会が都道府県協議会から交付された再生利用交付金の残額の全額を譲り受けるとともに、本対策の実施に係る全ての事務を継承するものとする。